

令和 7 年度

事業方針

社会福祉法人赤平友愛会

社会福祉法人赤平友愛会の事業理念

事業理念

- ・ 確 実 自主的な経営基盤の強化
- ・ 効果的 福祉サービスの質の向上
- ・ 適 正 事業経営の透明性の確保

社会福祉法人としての事業理念、方針を明確にし、それに基づいた事業の目標・計画を定めるために、社会福祉法第24条の「経営の原則」をもって赤平友愛会の事業理念を平成13年3月に樹立しています。

職員は事業理念に基づき、より良い事業の目標・計画を樹立し、その達成に鋭意努力します。

経営理念

- ・ 利用者のニーズに基づく質の良いサービスを創造します。
- ・ 利用者の立場に立ってニーズを把握し、満足感を高めます。
- ・ サービス提供には常に改善・改革に取り組みます。

職員一人ひとりが経営の三原則（企画・発想力、行動力、挑戦力）を持ち経営の効率性や効果性の向上に努力します。

経営の原点

- ・ 誠心誠意 今日一日 誠心誠意、仕事に励む
- ・ 努力敢闘 今日一日 精一杯、努力敢闘
- ・ 創造実践 今日一日 創造実践、積み重ねる

職員は「事業理念」「経営理念」を念頭におき、心豊かな人間性を育み、連帯感あふれる施設運営に努力します。

・社会福祉法第24条抜粋（経営の原則）

社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手として、ふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

目 次

1. 法人運営の基本方策

- (1) 安定した経営に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 職員の処遇改善について・・・・・・・・・・・・ 3

2. 施設運営・経営の基本方策

- (1) 共用施設の特色を生かした施設運営・・・・・・ 3
- (2) 安定した経営と時流に即応する施設運営・・・・ 4
- (3) 人間性を育む職員研修の充実・・・・・・・・・ 5
- (4) 連帯感を高める職員意識の高揚・・・・・・・・・ 5

3. 安心・安全への対応

- (1) 新型コロナウイルス等感染症等予防対策・・・・ 5
- (2) 虐待防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 介護事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 緊急時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 身体拘束の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 消防・防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

4. 権利尊重・苦情解決

- (1) 施設利用者の権利尊重・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 施設利用者の苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

5. 事業計画・処遇計画

- (1) あかびらエルムハイツ・・・・・・・・・・・・・・(8 P～11 P)
- (2) ユニット型あかびらエルムハイツ・・・・・・(12 P～14 P)
- (3) あかびらエルムデイサービス・・・・・・・・・・・・(15 P～17 P)
- (4) 赤平愛真ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(18 P～21 P)

1. 法人運営の基本方策

(1) 安定した経営に向けて

利用者様に、より質の高い介護サービスを提供することは、社会福祉法人としての使命です。そのために各施設の安定した運営と業務効率化による人材不足の解消は不可欠であることを全職員が認識し、現状の業務の洗い出しや棚卸等を実施し、課題の見えるかに取り組めます。

また介護ロボットの導入により業務改善を進め、介護職員のシフト見直しや介護ロボットの適正な利用促進に向けた勉強会を実施し、人材不足の解消に努めてまいります。

(2) 職員の処遇改善について

処遇改善に係る3つの加算が1本化されたことにより、職員の給与を平均5%ベースアップしたことも要因となり、離職率は改善されております。また本年は介護報酬の8.3%が補助金として支給される「介護人材確保・職場環境改善等事業」が実施されます。人材紹介会社からの入職者に対する紹介手数料や、外部コンサルティング会社への支払いが対象となるか調査中ですが、職員給与の増額に利用することも可能なため、申請の上、さらなる処遇改善及び職場環境の改善に努め、介護従事者や入居希望者双方の処遇改善による「選ばれる施設」を目指してまいります。

2. 施設運営・経営の基本方策

(1) 共用施設の特色を生かした施設運営

- ・当法人は、特別養護老人ホームあかびらエルムハイツ 50 床（従来型）、ユニット型 30 床、赤平愛真ホーム 50 床（ユニット型）の合計 130 床、短期入所事業 22 床、デイサービス事業定員 18 名で運営されております。

いずれの施設であっても、家庭的な暮らしに生き甲斐を見出すことが出来るようきめ細かな介護サービスの充実に努めると共に、利用者に信頼され、選ばれる施設として安定した運営、経営が図られるよう努力して参ります。

- ・特別養護老人ホームと短期入所及び通所介護の連携は施設運営の基本であり、より質の高い運営を目指すため職員意識の高揚をはかり、親切で心優しいサービスの向上に努め、共用施設の相乗効果を高めた施設運営に留意していきます。
- ・施設内の共同利用・行事など各施設間の連携を図り、これまで育んできた仕事に対する責任感・熱意をより一層高め、自らの知識と技術を最大限発揮し評価の高い施設運営を目指してまいります。

（特別養護老人ホーム）

- ・利用者の高齢化・重度化により介護業務は複雑化していますが、利用者・家族との対話を大切にしながら利用者の心身の状態や要望などの確に把握し、一人ひとりの立場に立った質の高い運営に努めていきます。
- ・ユニット型エルムハイツ及び赤平愛真ホームの運営につきましては、家庭的な雰囲気の中で10人がひとつのグループとなり、ユニットケアの基本理念「暮らしの継続」を念頭におきながら、自分らしく安心して日常生活を過ごすことのできるよう運営全般にわたり定着・充実を図ってまいります。
- ・ご家族の協力もいただきながら地元行事への参加やお買い物など、外の空気にふれりフレッシュしていただけるよう、感染対策を万全に取ったうえで、各施設と連携を取りながら外出支援を積極的に推奨します。

（ショートステイ）

- ・昨今の稼働率低下と介護従事者不足に対応するため、愛真ホームの8床については引き続き閉鎖とし、入院や退所後の空床を利用することで、効果的に運用してまいります。安全な送迎等に十分に配慮しながら、より一層親切で思いやりのある対応に心がけ利用者の安定確保に努力してまいります。

（デイサービス）

- ・デイサービスとショートステイは密接な関係にあり、既存施設の共用利点を生かしながら親切で相談しやすい運営に心がけ、やすらぎの場を求めている利用者の立場にたって相乗効果を図りながら利用者増に努めていきます。また将来的な長時間利用を見据えた短時間（2時間以上3時間未満）デイにつきましても、少人数ながら利用があることから、今後も継続してまいります。

（２）安定した経営と時流に即応する施設運営

- ・収入の確保につきましては、利用者の日常的な健康管理と家庭の理解などに細心の注意をはらい入所者の安定確保に努めるとともに、ショートステイなど地域要望に迅速・的確に応えながら利用者増に積極的に取り組み、安定した経営により信頼され選ばれる施設運営を目指します。
- ・支出につきましては、今後も一層職場の業務内容に検討を加え、経費節減の意識を高め、効率的で効果的な事業運営に努めます。
- ・全国的に介護従事者の確保が難しい状況にあります。当法人においても重度化、長期化に伴う業務内容の変化などに対応するため、組織機構の見直しや、介護職員に対するあらゆる面の処遇改善を実施し、働く意欲を高めながら人材確保・育成を図り、職場実態に即応できる組織づくりに努力いたします。
- ・また、職場における労働者の安全と健康を確保するため、安全衛生委員会によりメンタルヘルス研修等の各種研修を実施し、職員の健康づくりに留意してまいります。

- ・当施設は地域福祉の推進機関としての役割を担っており、地域市民のニーズに応えることの出来るよう市、社会福祉協議会をはじめ社会福祉関係団体と連携を図り、地域福祉の向上に貢献していきます。

（３）人間性を育む職員研修の充実

- ・思いやりのある心豊かな人間性を育み職員相互の協力、連帯感を高めながらより良い介護サービスを推進するため各種研修の充実に努めます。
 - ・道社協・老施協など福祉関係機関の研修に積極的に参加します。
 - ・先進的・類似的施設の視察研修を行います。
 - ・職員意識の向上をはかる職場内研修を職員参加により取り組みます。
 - ・組織力を高めるため新人職員の研修充実に努めます。
 - ・資格取得等職員の自主研修を支援します。

（４）連帯感を高める職員意識の高揚

- ・研修や会議などで培った連帯感などを生かす施設運営に努め、利用者・家族から信頼される職員像を目指し努力していきます。
- ・職員相互の連帯感を高め、介護サービスの向上に努めます。
- ・職域を超え目標を立て、その達成に努めます。
- ・職域間の各種会議を定期的開催していきます。
- ・より研鑽を重ね知識と技術の向上に努めます。
- ・施設経営に必要とされ、自ら資質を高める資格取得に努力します。

３．安全・安心への対応

（１）新型コロナウイルス等感染症予防対策

本年度より面会制限を解除したうえで、マスクの着用も自由化とし、ようやくいつもの日常を取り戻すことができました。

行事についても夏祭りはもちろん、敬老会につきましても、家族や来賓、ボランティアを招き実施する事が出来ました。また外出・外食レクレーションも積極的に実施をしたところであります。

しかしながら３度の新型コロナウイルス及びインフルエンザの集団感染が発生し、幸い重症化される利用者はいなかったものの、今後のさらなる感染対策の必要性を認識させられる結果となりました。

感染対策で一番の大敵は慣れであることを自覚し、感染対策委員会が中心となり、感染対策の定期的な見直しや、職員に対する勉強会を実施し、一人一人が手洗いやマスク着用などの基本的な感染対策を励行するよう努めます。

今後も入居者を守るため、職員一丸となって対策の徹底に努めてまいります。

(2) 虐待防止対策

障がい者施設及び老人福祉施設における利用者に対する虐待事件は後を絶たず、北海道も介護職員、利用者及びその家族を対象とした虐待に関する緊急調査や、管理者を対象とした虐待防止の研修会を開催する等、様々な対応を講じております。当法人における過去の虐待事件に対しても、北海道より改善指導を受け、その対策を提出しておりますので、虐待防止委員会が中心となり引き続きその対策を実行するとともに、最新の情報を入手した中で、必要に応じ見直しをいたします。

また引き続き法人のマニュアル及び指針に基づいた上で、職員に対しコンプライアンスの周知徹底に努めるなど、再発防止の手立てを講じてまいります。

(3) 介護事故防止

介護事故ゼロをめざし、さまざまな予防対策を実行しておりますが、ヒアリハットを含め事故データの収集・分析を行い、同じ事故やミスを再発しないよう職員間で情報を共有し、施設全体で対策に取り組んでまいります。

新年度においては、従前の対策に加えて基本重視の精神に立ち返り、予防対策の工夫・改善、職員同士の情報共有体制の構築に取り組み、介護事故の防止を図ってまいります。

(4) 緊急時対応

入居者の体調変化などの緊急時対応は、日頃から職員が「緊急対応マニュアル」により迅速な行動をとれるよう研修を実施しております。

また、協力病院であるあかびら市立病院の医師による定期的な往診の他、赤平消防署の協力のもと、全職員に定期的に救命講習を実施し、万一に備えた準備と、緊急時の的確な対応に努めます。

(5) 身体拘束の廃止

身体拘束の適正化については、当法人の「身体拘束等適正化のための指針」にもとづき運用しております。そのため施設内には「身体拘束廃止委員会」を設置し、毎月の委員会の開催、マニュアルの整備及び年 2 回以上の研修会を実施し、適正な運用に努めております。

本年度も身体拘束ゼロにより、入居者・利用者に対して尊厳のあるより良いケアの実現をめざしてまいります。

(6) 消防・防災対策

入所者はほぼ全員、避難の際介助が必要となります。全職員が安全かつ迅速に避難誘導を行えるよう、自然災害や夜間帯などを想定した避難訓練を年に 2 回以上実施し、さまざまな災害で発生する事態にしっかりと対応できるよう努めてまいります。

BCP（業務継続計画）についてはすでに各施設にて策定しておりますが、全職員に徹底するよう委員会等を通し周知するとともに、災害備蓄品の在庫数などに留意し、常に最新の情報を添付するよう努めます。

4. 権利尊重・苦情解決

(1) 施設利用者の権利尊重

- ・利用者を一人の人として受入れ、それを尊重するケアが利用者の権利を擁護する関わりであることを理解し、利用者への尊敬の念とその人がその人らしく生きることのできる視点に立って人格を尊重するケアの実践と秘密保持に努めます。
- ・個人情報保護法をはじめ介護保険制度下では、施設を利用される皆さん並びにご家族の権利を尊重し秘密を保持することを義務づけられています。
- ・利用者、家族に関わる私的な事や情報等については、全職員が細心の注意を払い在職中・退職後においても個人に関する情報などを漏らさぬよう徹底をはかっていきます。

(2) 施設利用者の苦情解決

- ・社会福祉法第82条の規定に、社会福祉事業の経営者は自ら提供する福祉サービスについて、常に利用者並びに家族等からの苦情を受け入れし、適切な解決をしなければならないとされていることから、社会福祉法人赤平友愛会福祉サービスに関する苦情要綱に基づき、自ら苦情解決に迅速且つ適切に取り組みます。
- ・苦情申出窓口の制度については、苦情解決責任者（施設長）、苦情受付担当者（生活相談員）、第三者委員として社会福祉法人赤平友愛会監事により構成されていますが、利用者や家族等に印刷物を配布し、施設内掲示板に掲示するなど周知徹底を図って参ります。

令和 7 年度

あかびらエルムハイツ・ユニット型・愛真ホーム

指定介護老人福祉施設事業

指定短期入所生活介護事業

指定介護予防短期入所生活介護事業

あかびらエルムデイサービス

地域密着型指定通所介護事業

指定介護予防通所介護事業

事 業 計 画 書

処 遇 計 画 書

社会福祉法人 赤平友愛会

令和7年度 あかびらエルムハイツ事業計画

介護老人福祉施設事業・指定短期入所生活介護事業・予防短期入所生活介護事業

利用者一人ひとりが「心豊かに、明るい雰囲気の中で生き甲斐のある生活」を送ることができるよう全職員が、自らの資質向上を図りサービス精神をより一層充実させながら、思いやりの心で一致協力し、利用者のサービス向上に努めます。

利用者のみなさんには施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、健康管理及び療養上の世話を行い、利用者の意思及び人格を尊重しながら、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助していきます。

1. 運営方針

常に利用者個々へのニーズに対応し、利用者へのサービスの質向上と施設の円滑な運営を図るため、各職域間が連携して努力を重ねるとともに、市町村や協力団体との連携を密にし、利用者との交流の場を確立しながら地域に開かれ、評価の高い確かな施設運営に努めます。

職場内研修をはじめ、福祉関係機関による外部研修や本館（多床棟）と新館（ユニット棟）を併設し運営している施設視察など、学習機会の拡充をはかり共用施設の特色を生かす運営に努力してまいります。

2. 処遇方針

利用者の皆さんの心身の状況や希望、要望等について、家族の皆さんからも意見を聞き取りしながら、施設サービス計画書を作成していきます。利用者の皆さんの、安心・安全・健康、希望を確保するため、制定されている「介護マニュアル」「介護事故防止マニュアル」「緊急時対応マニュアル」等を全職員で熟知しながら介護保険サービス評価に関する北海道基準（介護老人福祉施設）をクリアし、さらにより良いサービス基準を目指し努力します。

令和7年度 あかびらエルムハイツ処遇計画

入所されている利用者のニーズに適切に対応し、住み慣れたふるさとで生活されてきたみなさんが、安心して老後を過ごせるようにハード、ソフトの両面から施設サービスの充実に努めていきます。

多様化する高齢者のため、一人ひとりの尊厳とその人の能力に応じたサービスの提供に心を込めて対応し、日常の暮らしを楽しんでいただけるようふれあいのあるコミュニケーションを大切にしていきます。

あかびらエルムハイツでは利用者のみなさんを3つのグループとし、それを一つの生活単位として（生活介護員はグループ毎の担当制としています。）職員が「一人ひとりと生活を共にしながら、願いや希望に応えていけるケア」を目標としています。

今後とも、より良い生活の場を作るため利用者・家族のみなさんや職員と話し合いながら心かよい合うケアを一つひとつ作りあげて行き、全職員がスキルを高め協力して進めていけるよう努力いたします。

ショートステイについては、利用者みなさんの心身の状況や要望など速やかな把握に努め、職員の共通認識に立った適切なサービスに努めるとともに、利用者みなさんが生きがいを持って日常生活を送ることができるよう施設内行事などの充実に努めていきます。

あかびらエルムハイツでは、介護福祉士等の資格を有する職員の拡充を図っていますが、これからも介護業務に情熱を燃やし、自信を持って仕事に携わる人間性豊かな職員の育成に努め、より質の高いサービス提供に努力してまいります。

1 食 事

利用者みなさんが、楽しみながらおいしく食事ができ、且つ健康を保つために、栄養バランスに留意し個々の身体状況（咀嚼・嚥下機能等を把握）に応じ、食事内容を考慮しながら調理をし、全体的、個別的に栄養指導を行います。

季節に合わせての野外食・バイキング食・季節の鍋・四季のお弁当・外注食、選択食等の昼食会等、楽しい食事提供に努めます。

調理方法・味付け・盛り付け等の技術の向上や努力・工夫を重ね、衛生管理に特に注意を払い、安心してお召し上がりいただける食事の提供に努めます。

食事を美味しくいただくためには「自分で食べる」事がとても大切です。福祉用具の上手な活用により自立の摂取も可能となりますので、職員の福祉用具の知識や理解を深め、必要な方には適切な方法で召し上がっていただけるよう食事委員会を中心に常に改善に努めます。

2 入 浴

利用者の皆さんのより身体状況や希望を取り入れながら、安全で気持ちよく入浴出来るように一般浴・中間浴・特浴・個浴体制を充実させ対応（個々の入浴に関しては入浴委員会で検討）致します。

代替入浴や夏期間の自由浴、入浴が出来ない場合は清拭等で対応（外出や受診等で入浴出来ない時には、翌日代替入浴で対応）します。

入浴を楽しむため、毎月、季節に合わせた入浴剤を使用し入浴を行います。

3 排 泄

利用者の皆さんの尊厳を守る「トイレでの排泄」を基本とし、気持ち良く安心して使用出来るようにプライバシーに十分配慮しながら可能なかぎりトイレへの誘導介助で対応します。

おむつは、定時交換・随時交換を取り入れ、常に利用者の状況を観察し（利用者の排泄は一人ひとり違うため、それぞれに応じた排泄用品で対応する等）排泄時間や排泄用具、ケアの提供方法についての検討（排泄委員会・施設サービス計画書）を行い状況変化に適切に対応します。おむつはずしにも積極的に努めます。

4 健康管理

年2回実施している定期健康診断や、隔週1回の医師の回診等のほか、積極的に居室を訪問し、体調の変化や、疾病の早期発見・予防に努めます。

高齢者は感染症に対応する抵抗力が弱いので早期発見と早めの対応が必要となるため感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）の特徴や症状について観察し把握することに努めます。

感染症の予防対策に努め、毎年実施している利用者の皆さんの手指消毒や、弱酸性次亜塩素酸水の使用等を継続するとともに、施設に来所される皆さんにも理解と協力を得て、利用者の皆さんの健康管理に万全を期します。

利用者の皆さんやご家族の同意を得て各種予防接種を実施します。

脱水を防ぐため、朝・昼・夕食時・午前・入浴後・発熱等時は、水分補給のため、お茶や牛乳、好きな飲み物を組み合わせながら一人ひとりに適した水分補給を行います。

5 機能訓練

昨年より専従職員を配置したことで、訓練内容がより細分化され、その人その人に合った機能訓練を実施しております。離床の励行のため、寝食分離・自助具活用・野外行事・レクレーション等を取り入れます。暖かい時期は、利用者の皆さんができるだけ外気にふれ、心身の健康を維持出来るよう散歩等や外出行事を多く出来る体制づくりを各職域の協力を得て実施します。

丁目毎や全体でのクラブ活動も充実させ、「仲間づくり」や「生きがいくくり」と文化的な生活を高め、楽しみながら機能回復につながるよう努めます。

6 相談・援助

利用者・ご家族等からの相談・援助や在宅での緊急時の支援を中心に、できるだけ時間に関係なく相談を受ける体制に努めます。

入所時の相談援助については、入所前面接を実施し、施設の生活状況、入所契約書や重要事項説明書等の説明を行い、利用者・ご家族の不安を解消し安心して入所できるような対応に努めます。

退所時の相談援助については、市町村や協力団体との連携をとりながら、各制度や情報提供ができるように努めます。

緊急時対応体制・苦情解決体制・介護事故防止体制・個人情報保護体制を整え、個人の権利を守り安心して生活ができるように努めます。

利用者のみなさんへの面会・電話などを奨励し、ホームページや機関紙「エルムの丘」等も活用して、施設行事などにご家族の参加を呼びかけ、ご家族との対話や交流が深められるように、家族関係の調整に協力して利用者のみなさんの精神的支援を行うよう努めます。

これからの福祉サービスを担う人材を育成するため、介護実習生を多く受け入れます。実習指導は「教えることは学ぶこと」でもあり、職員の資質向上に直結しますので福祉従業者育成に協力します。

施設行事等にボランティアや地域住民の方々に参加をいただき、利用者のみなさんとの交流の機会を多く作り、地域に密着した施設づくりに努めます。

7 ボランティア関係

当法人では、毎年ボランティアのみなさんの温かいご協力を頂き、利用者のみなさんと交流を深めていただいておりますが、新型コロナウイルスの感染状況を見ながらにはなりますが、引き続き連携をはかり行事に工夫を加えながら、楽しい一時を過ごすことができるよう努力してまいります。

8 その他

交通安全運動に積極的に参加し、交通事故防止に努めます。

災害防止対策、緊急時対策は、防災計画に基づき、赤平市消防本部の指導、協力を得て訓練を実施し、常に消火器、防災設備を点検整備します。

また、全職員が救命講習会や夜間緊急招集訓練・緊急時利用者搬送訓練を行い「緊急時対応マニュアル」を熟知して、利用者の皆さんの緊急時の対応を、より適切に行えるように努めます。

職員は、一人ひとりが職業人としてのプロ意識に徹し、より質の高い介護サービスの提供をめざし施設内外の研修や個々の日々研鑽を重ね、スキルを高め「自覚と責任」を持ち職務に率先し模範となるよう努めます。

職域間の連携をとり、惰性に流れる事なく事務・事業の改善・改革に努めます。

不急・不要の事務事業を見直し、利用者がより健康で安らぎのある生活が営めるよう努めます。

令和7年度 ユニット型あかびらエルムハイツ事業計画

(指定介護老人福祉施設事業・指定短期入所生活介護事業
及び指定介護予防短期入所生活介護事業)

1. ユニットケアの基本理念

多くの人は住み慣れた自宅での生活、在宅での介護を望んでいます。老々介護、認知症高齢者の独居、子供たちの暮らしなど様々な事情から自宅を離れ施設に入居せざるを得ない高齢者が多くなっています。

これからの高齢者介護の目指すべき施設ケアは、入居した高齢者に対し、一人ひとりの生活習慣や好みを尊重し、今までの暮らしを継続できるようケアすることであり、ユニットケアはその仕組みづくりであります。

2. 運 営 方 針

「ユニット型特別養護老人ホームは一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。」とされており、ユニットケアの視点は「暮らしの継続」であります。

基本目標

「住み慣れた地域から自然豊かなエルムの丘に生活の場が変わろうとも一人ひとりの歩まれた生活史を大切にし、その人らしい安心して日常生活を過ごせるよう生き甲斐のある住まいづくり」をめざします。

3. 処 遇 方 針

基本目標

「常にその人の立場に立って、一人ひとりの思いを汲み取り、その人に合った生活を送ることができるよう心やさしいケアの充実に努め、地域から信頼される人間性豊かな運営」に努力いたします。

開設以来育んできた「職員相互の連帯感」「仕事に対する責任感・熱意」をより一層高めながら、自らの知識と技術を最大限発揮し、市民の期待に応えることのできるよう全力を傾注して参ります。

令和7年度 ユニット型あかびらエルムハイツ処遇計画

1. ユニットケアの具体的な推進

ユニットケアの基本理念、施設の処遇方針により、これまで積み上げてきたユニットケアに関する職場研修をはじめ福祉関係機関による外部研修や施設視察など「研修成果を効果的に実践」してまいります。

また、ユニットケアに関する処遇関係の基本的な目標「少人数ケア体制」「居場所のある環境」「今までの暮らしの継続」「チームケアの充実」の具体化を図っていきます。

2. 処遇関係基本目標の具体化

- (1) 目標第一の「少人数ケア体制」については、入居者の望む毎日を送ることができるよう一人ひとりの24時間の暮らしを知るため24時間暮らしのデータによる「24時間シート」を作成していきます。
- (2) 目標第二の「居場所のある環境」については、入居者にとって最後まで住む家であり、居室は自分が好きにできる場所で、その人の家になっているか、暮らしに必要な、ふさわしい施設づくりになっているかを含め、より一層「家庭的な雰囲気づくり」に留意し努力していきます。
- (3) 目標第三の「今までの暮らしの継続」については、その人の生活リズム、意向、好み、自分でできること、サポートの必要なことなど入居者の一日の暮らしを詳細に把握することを基本としていきます。
具体的には起床、就寝は人それぞれのペースに合わせ、食事は食べたい時にとっていただき、入浴は「マンツーマン入浴」により、好きな時間にゆっくり入り、排泄は恥しい思いをせず「プライバシーを遵守」するなど自分のペースでの生活行為を基本として自分らしく今までの暮らしの継続に努力していきます。
- (4) 目標第四の「チームケアの充実」については、ユニットケアの施設が個別ケアという目標の高さ、ユニット単位の運営など、常にユニットケアの理念を念頭において実践する必要があります。

ユニットケアの理念は一人ひとりの暮らし方を尊重し、今までの暮らしが継続できるようサポートすることであり、ここで暮したいと思えるような状況になっているか、など日常的な検討が大切になります。

そのため「申し送り」「記録」「ケアプラン」「ミーティング」「会議」など「情報の伝達・共有」をはじめ「家族とのコミュニケーション」「ボランティア団体などとの交流」に留意していきます。

3. 施設運営の具体的な実践

- (1) 利用者の安心・安全の確保
緊急時対応、介護事故防止、感染症等予防対策、身体拘束廃止に向けた取組等については、迅速・適切に対応いたします。
- (2) 消防・防災対策の充実
施設利用者は災害発生時の自力避難が困難なため、消防訓練、避難訓練の実施など消防防災対策の充実に留意いたします。
- (3) 職員研修の充実
組織力を高めるため、効果的な研修の実施とともに新人職員などの研修に努力いたします。
- (4) 機能訓練、相談・援助、ボランティア、環境美化、交通安全など既存施設で育んできた一般的な運営については、共用を図るなど併設の利点を活用し、相互効果を高めていきます。

4. 処遇関係の具体的な実践

(1) その人らしい暮らしに24時間シートを活用

- ・ユニットケアの基本となる24時間シートを作成し、生活リズム、意向、好み、自分でできることなど一日の暮らしを詳細に把握し、入居者の望む生活のできるよう活用をはかっていきます。

(2) 起床、着替え、口腔ケア、排泄、健康管理などの対応

- ・どんな人でも一日は起床から始まり、起床の時間や生活習慣は人それぞれ異なります。
- ・起床ケア、身支度、身だしなみ、口腔ケアとともに排泄ケアはプライバシーに配慮しながら一人ひとりのリズムを把握し、それぞれのペースに合わせて対応いたします。
- ・健康管理については、健康状態を表わす基本情報とともにバイタル測定を把握し、必要時には、医療職との連携をはかり速やかな対応に留意していきます。

(3) 個別対応を基本とする日中・夜間の対応

- ・個人がどう過ごしたいか、その希望を聞きながら行事、レクリエーション活動などは入居者のニーズを参考にして企画し個別対応を基本として取り組みます。
- ・個人の希望に添う外出や可能な限り家族との密接な連携をはかり、ふれあいのあるコミュニケーションを大切にしていきます。

(4) 楽しくおいしい食事への対応

- ・ご飯を炊いて食事を用意する姿など日常的な食事の風景を大切にし、何をどれくらい食べるか入居者の生活習慣や好みを尊重するなど一人ひとりの食習慣を知り、楽しく、美味しく、安心して食事ができるよう努力します。

(5) ゆっくり快適な入浴への対応

- ・プライバシー、羞恥心に配慮し、個人のペースと生活習慣を把握しながら馴染みの職員が個々に向き合い、不安感を与えず、ゆっくりと快適に入浴できるよう心のこもった対応に留意していきます。

(6) プライバシーなどに配慮した排泄への対応

- ・恥かしい思いやみじめな思いをさせないため、羞恥心やプライバシーに細心の注意をはらい、一人ひとりのリズムに合わせ対応していきます。
- ・オムツはずしについてもケアの方法に検討を加えながら積極的に取り組んでいきます。

令和 7 年度 あかびらエルムデイサービス事業計画

(地域密着型指定通所介護・指定介護予防通所介護事業)

1. デイサービスの運営については、地域密着型事業所（定員 18 人）としての運営に伴い、利用者、ご家族、地域の代表者から構成される「デイサービスセンター運営委員会」を立ち上げ、多方面からの意見や要望に積極的に対応しながら、サービス提供の充実に努力し利用者の安心、安全確保に努めております。
2. 利用者のニーズは社会交流・レクリエーション・入浴など多様化してきており、近年、高齢者夫婦・独居世帯の利用者が増加してきています。利用者のみなさんの利用状況を把握しながら、なお一層施設を有効に活用し、親切で思いやりのある心豊かな運営に努力いたします。
3. 利用される前に各担当ケアマネージャーから必要な情報を提供していただき、サービス利用の際に伴うトラブルがないよう、契約書並びに重要事項説明書を作成し各 1 通をそれぞれ保管いたします。また、契約の更新・解除についても適正に実施し、利用前の不安を取り払い、利用者・ご家族のみなさんから信頼されるようにいたします。
4. 利用者を担当する各居宅介護支援事業所のケアマネージャー、各在宅支援サービス機関、医療機関とも連携をはかり利用者の方々に効果的で地域社会に開かれた介護サービスを提供いたします。
5. 通所介護を実施中に利用者が急変されたり、その他緊急事態が生じた時は、その状態を把握し、速やかに主治医・協力医療機関と連携を図ると共にご家族などに連絡をとり迅速・適正に対応いたします。
6. 基本的な感染症対策としてのマスク着用につきましては、原則として個人の判断に委ねておりますが、手指消毒等については都度実施をしていただきながら、ご家庭での検温等の協力をいただき感染者ゼロを目指します。
なお、職員については高齢者施設という特性を考慮し、業務中に関してはマスク着用の義務化を継続してまいります。

令和7年度 あかびらエルムデイサービス処遇計画

1. 介護保険認定有効期間内に合わせ、通所介護計画を作成します。また、有効期間内に介護度などに変更がある場合は、その都度作成いたします。
2. 通所介護計画の変更に当たっては、サービス事業者が集まる担当者会議でモニタリングを行い、各担当ケアマネージャーのサービス計画に基づき変更いたします。
3. 介護予防通所介護計画の作成に当たっては、生活相談員、看護師、介護職員等で共同して利用者に対し、生活機能の改善等の目的を設定した計画を作成いたします。
4. デイサービス独自でもモニタリングを行い計画の達成を図ります。
計画の作成、変更にあたっては、利用者・家族の意向、要望を反映し、実行したものについて、わかりやすく適切に記録いたします。
5. 個別浴槽・一般浴槽の利用について、プライバシー、羞恥心に配慮し、利用者個々に効果的な入浴方法を検討し実践いたします。
6. 利用者個々の通所介護計画に基づき必要な機能援助を行います。
レクリエーションの提供をし、実行したことについては具体的・適切に記録いたします。また、筋力低下を防ぐために機能訓練を重視いたします。
7. 介護職員の資質の向上の支援に係る道社協・老施協など福祉関係機関の各種研修会、勉強会に積極的に参加します。また職場内研修を職員参加により取り組みます。
8. 利用者の状態を把握するために、積極的に自宅を訪問し、ご本人及びご家族の方々から情報を得ながらご家族にその特性を理解されるよう努力し、援助方法の提供をいたします。また、各担当ケアマネージャーとの連携を密にし、サービス提供の向上に努力いたします。

【デイサービス 1 日の流れ】

8 時 4 5 分	～	ご自宅にお迎え
1 0 時 1 0 分	～	健康チェック・入浴・整容 余暇活動・集団体操、脳リハレク
1 1 時 4 5 分	～	昼食準備
1 2 時 4 5 分	～	入浴・整容・余暇活動
1 2 時 5 5 分	～	短時間デイ自宅へ送り
1 4 時 0 0 分	～	レクリエーション、行事
1 4 時 4 5 分	～	機能訓練体操
1 5 時 0 0 分	～	自宅へお送り

月	研修・会議・行事計画
4	誕生会・花見 サービス担当者会議・通所介護サービス評価
5	避難訓練・誕生会・花見・運営推進会議 サービス担当者会議・通所介護サービス評価
6	誕生会・外出レク・接遇向上研修会 サービス担当者会議・通所介護サービス評価
7	感染症食中毒対策研修会・誕生会・外出レク サービス担当者会議・通所介護サービス評価
8	七夕・誕生会・外出レク サービス担当者会議・通所介護サービス評価
9	敬老会・誕生会・外出レク サービス担当者会議・通所介護サービス評価
1 0	運営推進会議・利用者アンケート・誕生会 サービス担当者会議・通所介護サービス評価
1 1	誕生会 サービス担当者会議・通所介護サービス評価
1 2	クリスマス会・誕生会・虐待防止研修会 サービス担当者会議・通所介護サービス評価
1	新年会・誕生会 サービス担当者会議・通所介護サービス評価
2	節分・誕生会・冬まつり サービス担当者会議・通所介護サービス評価
3	ひな祭り・誕生会・プライバシー保護研修会 サービス担当者会議・通所介護サービス評価

※ 利用者個々の個別ケースについては、随時実施いたします。

※ 感染症に関する研修については特養と合同実施いたします。

令和7年度 赤平愛真ホーム事業計画

(指定介護老人福祉施設事業・指定短期入所生活介護事業
及び指定介護予防短期入所生活介護事業)

あかびらエルムハイツと同様に、利用者一人ひとりが「心豊かに、明るい雰囲気の中で生き甲斐のある生活」を送ることができるよう全職員が、自らの資質向上を図りサービス精神をより一層充実させながら、思いやりの心で一致協力し、利用者のみなさんのサービス向上に努めます。

利用者のみなさんには施設サービス計画に基づき、居宅生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、健康管理及び療養上の世話を行い、利用者の意思及び人格を尊重しながら、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助していきます。

1. 運営方針

常に利用者個々へのニーズに対応し、利用者へのサービスの質の向上と施設の円滑な運営を図るため、各職域間が連携して努力を重ねるとともに、市町村や協力団体との連携を密にし、利用者との交流の場を確立しながら地域に開かれ、評価の高い確かな施設運営に努めます。

あかびらエルムハイツとの連携を取りながらの職場内研修をはじめ、福祉関係機関による外部研修など、学習機会の拡充をはかります。また、ユニットリーダー研修の参加やユニット型施設の見学など、職員の資質向上のために努力してまいります。

2. 処遇方針

利用者の皆さんの心身の状況や希望、要望等について、家族の皆さんからも意見を聞き取りしながら、施設サービス計画書を作成していきます。利用者の皆さんの、安心・安全・健康、希望を確保するため、制定されている「介護マニュアル」「介護事故防止マニュアル」「緊急時対応マニュアル」等を全職員で熟知しながら介護保険サービス評価に関する北海道基準（介護老人福祉施設）をクリアし、さらにより良いサービス基準を目指し努力します。

令和7年度 赤平愛真ホーム処遇計画

入所されている利用者のニーズに適切に対応し、住み慣れたふるさとで生活されてきたみなさんが、安心して老後を過ごせるようにハード、ソフトの両面から施設サービスの充実に努めていきます。

「心通い合うサービスの提供を基本」に、利用者のみなさんに寄り添い、声を聴き、一人ひとりの皆さんの充実した人生を実現できるように支援させて頂く事をめざしていきます。

多様化する高齢者のためすべての職員が一人ひとりの尊厳とその人の能力に応じたサービスの提供に心を込めて対応し、日常の暮らしを楽しんでいただけるようふれあいのあるコミュニケーションを大切にしていきます。

今後とも、より良い生活の場を作るため利用者・家族のみなさんや職員と話し合いながら心かよい合うケアを一つひとつ作りあげて行き、全職員がスキルを高め協力して進めていけるよう努力いたします。

引き続き集団ケアとユニットケアの利点を生かしたより良い運営方策を検討し、利用者の立場に立ったケアサービスの向上に努めていきます。

ショートステイ8床については、介護職員の不足により閉鎖となり、入院や退所による空床を利用することとなりますが、生活相談員が中心となり居宅支援事業所への営業活動を実施し稼働率確保に努めるとともに、エルムハイツとの連携により、利用者が希望する日程でご利用いただけるよう、スケールメリットを生かした対応に努めてまいります。また業務改善や介護職員の充足に努めることで、ショートステイユニット8床の早期の再稼働を目指してまいります。

介護福祉士等の資格を有する職員の拡充を図っていますが、これからも介護業務に情熱を燃やし、自信を持って仕事に携わる人間性豊かな職員の育成に努め、より質の高いサービス提供に努力してまいります。

1 食 事

利用者のみなさんが、楽しみながらおいしく食事ができ、且つ健康で豊かな長寿を保つために、栄養のバランスに留意し個々の身体状況（咀嚼・嚥下機能等を把握）に応じ、食事内容を考慮しながら調理をし、全体的、個別的に栄養指導を行います。

季節に合わせての野外食・バイキング食・季節の鍋・四季のお弁当などを検討し、楽しい食事の提供に努めます。

調理方法・味付け・盛り付け等の技術の向上や努力・工夫を重ね、衛生管理に特に注意を払い、安心してお召し上がりいただける食事内容となるように努めます。

食事を美味しくいただくためには「自分で食べる」事がとても大切です。福祉用具の上手な活用により自立の摂取も可能となります。利用者の障害形態については、職員の福祉用具の知識や理解を深め、必要な方には適切な対応が出来るように努めます。

2 入 浴

利用者の皆さんの身体状況や希望を取り入れながら、これまで以上に安全で気持ちよく入浴出来るようにいたします。

代替入浴や夏期間の自由浴、入浴が出来ない場合は清拭等で対応（外出や受診等で入浴出来ない時には、翌日代替入浴で対応）します。

入浴を楽しむため、毎月、季節に合わせた入浴剤を使用し入浴を行います。清潔保持と健康維持のため、楽しみながら安全に配慮し、ゆっくりと快適に入浴できるようにユニット毎に対応します。

3 排 泄

利用者の皆さんの尊厳を守る「トイレでの排泄」を基本とし、気持ち良く安心して使用出来るようにプライバシーに十分配慮しながら可能な限りトイレへの誘導介助で対応します。

おむつは、定時交換・随時交換を取り入れ、常に利用者の状況を観察し（利用者の排泄は一人ひとり違うため、それぞれに応じた排泄用品で対応する等）排泄時間や排泄用具、ケアの提供方法についての検討（排泄委員会・施設サービス計画書）を行い状況変化に適切に対応します。おむつはずしにも積極的に努めます。

4 健康管理

年2回実施している定期健康診断や、隔週1回の医師の回診等のほか、積極的に居室を訪問し、体調の変化や、疾病の早期発見・予防に努めます。

高齢者は感染症に対応する抵抗力が弱いので早期発見・早期対応が必要となるため感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）の特徴や症状について観察し把握することに努めます。

普段からコミュニケーションを十分に取り、精神的・身体的・社会的な悩みや苦痛等にも耳を傾け、利用者への理解を深めながらの対応に努めます。

急病、専門治療や精密検査が必要な場合は、主治医の指示のもとで協力病院に受診します。市外等の病院を希望される利用者の方は、ご家族の協力をお願いします。

感染症の予防対策に努め、毎年実施している利用者の皆さんの手指消毒や、弱酸性次亜塩素酸水の使用等を継続するとともに、施設に来所される皆さんにも理解と協力を得て、利用者の皆さんの健康管理に万全を期します。利用者の皆さんやご家族の同意を得て各種予防接種を実施します。

脱水を防ぐため、朝・昼・夕食時・午前・入浴後・発熱等時は、水分補給のため、お茶や牛乳、好きな飲み物を組み合わせながら一人ひとりに適した水分補給を行い脱水防止に心がけます。

健康状態に合わせながら、食事内容や形態に工夫を行い、特に嚥下状態を観察し健康管理に努めます。

5 機能訓練

離床の励行のため、寝食分離・自助具活用・野外行事・レクリエーション等を取り入れます。夏期間（5～9月）は、利用者の皆さんができるだけ外気にふれ、心身の健康を維持出来るよう天候を見ながら散歩等や外出行事を多く出来る体制づくりを各職域の協力を得て実施します。

ユニット毎や全体でのクラブ活動も充実させ、「仲間づくり」や「生きがいくくり」と文化的な生活を高め、楽しみながら機能回復につながるよう努めます。

6 相談・援助

利用者・ご家族等からの相談・援助や在宅での緊急時の支援を中心に、できるだけ時間に関係なく相談を受ける体制に努めます。

入所時の相談援助については、入所前面接を実施し、施設の生活状況、入所契約書や重要事項説明書等の説明を行い、利用者・ご家族の不安を解消し安心して入所できるような対応に努めます。

退所時の相談援助については、市町村や協力団体との連携をとりながら、各制度や情報提供ができるように努めます。

緊急時対応体制・苦情解決体制・介護事故防止体制・個人情報保護体制を整え、個人の権利を守り安心して生活ができるように努めます。

利用者のみなさんへの面会・電話などを奨励し、ホームページや機関紙「エルムの丘」等も活用して、施設行事などにご家族の参加を呼びかけ、ご家族との対話や交流が深められるように、家族関係の調整に協力して利用者のみなさんの精神的支援を行うよう努めます。

これからの福祉サービスを担う人材を育成するため、介護実習生を多く受け入れます。実習指導は「教えることは学ぶこと」でもあり、職員の資質向上に直結しますので福祉従業者育成に協力します。

施設行事等にボランティアや地域住民の方々参加をいただき、利用者のみなさんとの交流の機会を多く作り、地域に密着した施設づくりに努めます。

7 ボランティア関係

毎年ボランティアのみなさんの温かいご協力を頂き、利用者の方々と交流を深めていただいておりますが、引き続き連携をはかり行事に工夫を加えながら、楽しい一時を過ごすことができるよう努力していきます。

8 その他

交通安全運動に積極的に参加し、交通事故防止に努めます。

災害防止および緊急時対策は、防災計画に基づき赤平消防署の指導・協力を得て訓練を実施し、常に消火器、防災設備を点検整備します。

また、全職員が救命講習会や夜間緊急招集訓練・緊急時利用者搬送訓練を行い「緊急時対応マニュアル」を熟知して、利用者の皆さんの緊急時の対応を、より適切に行えるように努めます。

職員は、一人ひとりが職業人としてのプロ意識に徹し、より質の高い介護サービスの提供をめざし施設内外の研修や個々の日々研鑽を重ね、スキルを高め「自覚と責任」を持ち職務に率先し模範となるよう努めます。

職域間の連携をとり、惰性に流れることなく事務・事業の改善・改革に努めます。

不急・不要の事務事業を見直し、利用者がより健康で安らぎのある生活が営めるよう努めます。